

目標4

住まいのセーフティネットが整った住まい・まちづくり

公営住宅は、真に住宅に困窮する方々に対するセーフティネットの柱として重要な役割を担っています。

しかし、住宅の確保に特に配慮を要する人が多様化しており、公的主体が直接供給する手法には限界が生じてきています。

このため、住宅困窮世帯の居住の安定が確保されるよう、民間賃貸住宅の活用を含め、重層的な住宅セーフティネット機能の向上を目指します。

さらに、公営住宅のストックを適切に維持管理し、住宅の確保に配慮を要する人に対応するため、柔軟な活用の検討を進めます。

(1) 指標

目標に向けた成果を評価するための指標を次のとおり設定します。

<居住の安定の確保>

最低居住面積水準未達率	4.2% (平成15年)	→	早期に解消
<ul style="list-style-type: none"> 借家のファミリー世帯を中心に居住水準が低く、適切な住宅確保が必要となっており、公営住宅の柔軟な活用等により、<u>最低居住面積水準未達世帯</u>の解消を目指します。 			
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率〔再掲〕	33% (平成15年)	→	50% (平成27年)
<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯における住宅ストックとのミスマッチを解消していくことが必要です。 			
バリアフリー化された住宅の戸数〔再掲〕 (「2箇所以上の手すり」かつ「段差のない屋内」かつ「車椅子通行可能廊下幅」)	92,000戸 (平成15年)	→	145,000戸 (平成23年)
<ul style="list-style-type: none"> 住宅市場において、<u>バリアフリー化住宅</u>を選択できるよう、十分なバリアフリー化住宅を一定量確保することが必要です。 <p><参考> 2箇所以上の手すり；17.2%、段差のない屋内；16.0%、車椅子通行可能廊下幅；9.8%、上記3つが備わっている；3.5% [平成15年住宅需要実態調査]</p>			

(2) 目標達成に向けた主な施策

ア 賃貸住宅のセーフティネット機能の向上

公営住宅など公的賃貸住宅を柱としたセーフティネットではなく、賃貸住宅全体で重層的なセーフティネット機能の向上を図ることが必要です。

このため、公的賃貸住宅の既存ストックの有効利用を図るとともに、民間賃貸住宅の有効活用を進めます。

(ア) 適切な住まいへの住み替え支援等の促進

- 高齢者等が居住地選択のため、所有している住宅を円滑に売買・賃貸できる仕組みの検討（再掲）
- 高齢者等の入居可能な民間賃貸住宅情報の提供
- 子育て支援のための民間金融機関と連携した低利融資の促進（再掲）
- 子育てに適する民間共同住宅の表示制度の検討（再掲）
- 高齢者が自主的にバリアフリー改修を行うための高齢者向け返済特例制度等の普及（再掲）
- ユニバーサルデザインを導入した住まいの普及啓発（再掲）

(イ) 公的賃貸住宅等の柔軟な活用とストックの確保

- 公営住宅の家賃や入居機会等の公平性の確保
- 公営住宅ストック総合活用計画の策定と計画的な建替え改善の実施
- 借上公営住宅の整備
- 公営住宅等の建設や建替えに合わせた周辺のまちづくりへの貢献・寄与
- 期限付き入居制度の適用による公営住宅ストックの有効活用
- 公営住宅の適正な管理（入居承継承認・同居承認の適正な運用等）
- 公営住宅における高齢者及び障害者世帯の入居優遇の拡大（再掲）
- 公営住宅における子育て世帯・若年世帯の入居優遇の拡大（再掲）

